

大和郡山市立総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕

入札仕様書

令和4年9月14日

大和郡山市
産業振興部
スポーツ推進課

大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕

1	件名	大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕
2	機器等	別紙のとおり
3	実施場所	大和郡山市矢田山町地内
4	実施期限	令和5年3月31日(金)
5	開札日時 及び場所	令和4年10月12日(水) 10:00 大和郡山市役所 3階 302会議室
6	入札書提示額	本仕様書記載の内容・期限を前提とした納入業務の総金額(消費税及び地方消費税、その他一切の費用を含んだ金額を入札書に記入し提示すること)。
7	詳細仕様	別紙のとおり
8	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1)大和郡山市の令和4年度・令和5年度の物品購入・委託業務等業者登録(指名競争入札参加資格者名簿)に登載されている者。</p> <p>(2)過去2年間において官公庁と消防設備の設置・改修又は消防設備保守点検業務等の契約実績を有する者であること。</p> <p>(3)国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて当市の市民税の滞納のない者であること。)</p> <p>(4)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(6)事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(7)下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p> <p>(8)ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者であること。</p>
9	入札仕様書を 交付する場所	入札仕様書等はホームページよりダウンロードのこと。

<p>10 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、8に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、および下記の(1)③に記載される書類を提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書</p> <p>② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>③ 過去2年間(令和2～4年度)消防設備の設置・改修又は消防設備保守点検業務等の実績表(国・都道府県・市町村対象)(※当該契約書の写添付要)</p> <p>(2)提出期限 令和4年9月28日(水)17時まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市産業振興部スポーツ推進課</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着</p> <p>(5)入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和4年9月30日までに、次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>(6)その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>11 仕様書の質問</p>	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和4年9月28日(水) 17時まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市産業振興部スポーツ推進課</p> <p>ウ 提出先アドレス sports@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、質問書の提出があった場合のみ、回答書をホームページにて公開する。</p> <p>ア 回答期限 令和4年9月30日(金)</p>

12 入札手続等	<p>(1)入札保証金 765,000円(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を下記期日までに支払うこと。ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合は、これを免除とする。</p> <p>支払期日:令和4年10月12日(水) 10:00まで(当日開札前に支払)</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (省略) (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(2)契約保証金 落札者は大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金(契約金額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規則第22条各号に該当する場合はこれを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (省略) (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(3)契約書作成の要否 要</p> <p>(4)支払条件 納入が適正に行われた後、落札者が適正に提出した請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。</p> <p>(5)最低制限価格 設定しない。</p>
13 入札書の郵送期限	<p style="text-align: center;">令和4年10月11日(火) 17時までに必着 簡易書留郵便で送付すること (送付先は10.(3)に同じ)</p>
14 入札上の注意	<p>(入札の基本的事項)</p> <p>1 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保)</p> <p>2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)</p> <p>3 入札書は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税、その他一切の費用を含んだ金額)を記入すること。</p>

<p>14 入札上の注意 つづき</p>	<p>(入札書の金額の数字) 4 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。</p> <p>(入札書の記載事項の訂正) 5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(入札の辞退) 6 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。 ② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。)</p> <p>(入札執行回数) 7 入札執行回数は、1回とします。</p> <p>(入札書等の提出方法) 8 当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。 ② 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。 (無効の郵便入札) 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。 (1) 市長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札 (6) 期限までに到達しなかった入札書による入札 (7) 簡易書留郵便以外の方法による入札 (8) 入札書以外のものが同封された入札 (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札 (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札 (開札) 10 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。 ② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。 ③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、令和4年10月11日(火)17時までに、電子メールにてスポーツ推進課のE-Mailアドレス(sports@city.yamatokoriyama.lg.jp)に申し込みをすること。 (入札の延期、中止及び取消し) 11 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。 (落札者の決定) 12 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。 (契約書の提出) 13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(大和郡山市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。 (落札の無効) 14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。 (異議の申し立て) 15 入札者は、入札後、この心得その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。</p>
--------------------------	---

14 入札上の注意
つづき

入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中の入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

簡易書留
郵便相当
額の切手

〒 639-1198

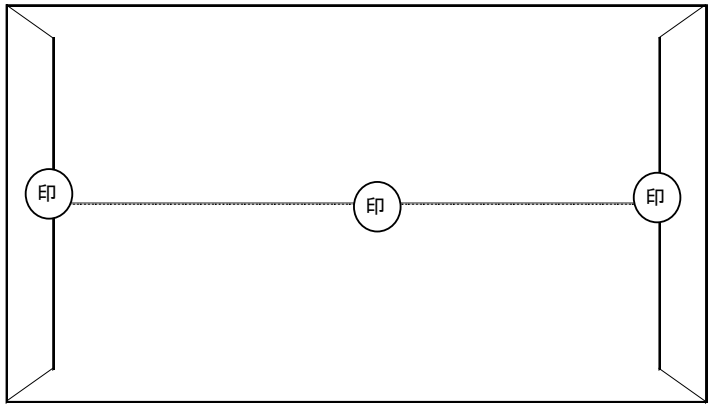
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市産業振興部スポーツ推進課 内

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕
納入場所	大和郡山市矢田山町地内
開札年月日	令和4年10月12日(水) 10:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

簡易書留



入札書の記載方法

入札書記載例

入 札 書

「¥」を記載

1 件名 大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕

2 納入場所 和郡山市矢田山町地内

3 入札金額 ¥ ○○○○○○○○○ 円

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

開札日の前日までの日付を記載

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所・入札業者名・代表者名を記載のうえ、代表者印を押印

住所 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

切り取って対筒にお貼りください。

条件付一般競争入札 入札書在中	大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕				
入札名	大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕				
納入場所	大和郡山市矢田山町地内				
開札年月日	令和4年10月12日(水)	開札時間	10:00		
商号					
代表者名					
連絡先					
担当者名					

〒 639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市産業振興部スポーツ推進課 内

大和郡山市長 上 田 清 様

入 札 書

1 件 名 大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕

2 納入場所 大和郡山市矢田山町地内

3 入札金額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所 _____

商号又は名称 印

代表者氏名 印

入札書記載例

入 札 書

「¥」を記載

1 件 名 大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕

2 納入場所 大和郡山市矢田山町地内

3 入札金額

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

開札日の前日までの日付を記載

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所・入札業者名・代表者名
を記載のうえ、代表者印を押
印

住所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕 仕様書

業務名称：大和郡山市総合公園施設野球場及び多目的体育館非常用放送設備修繕

業務場所：大和郡山市総合公園施設

大和郡山市矢田山町2

業務概要：本業務は経年劣化している非常用放送設備を修繕することにより、緊急放送を的確に行うことを目的とする。

履行期限：令和5年3月31日までとする。

※施設利用を行いながらの業務とするため、市及び指定管理者と協議すること。

修繕内容：非常用放送設備の入替を行いかつ当該施設が消防法に適合するかの現地調査も行う。※詳細は別紙のとおり

特記事項

- (1) 新機器搬入、据付、配線工事、電気工事、調整、既存機器撤去、現地調査等を行う。
- (2) 作業については、各種法令等の条項を遵守し適法に実施するほか、本仕様書並びに図面（※図面は原本保管）及び市監督員の指示に従うこと。管轄消防署に書類を届出の際は、必要資格を有していること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、市及び指定管理者と調整すること。
- (4) 仕様上不明な点及び現場において疑義が生じた場合には、市監督員の指示に従うこと。
- (5) 市役所の業務の遂行に支障をきたさないよう、業務工程・作業手順を十分に検討すること。
- (6) 施工に関する諸手続きの経費は請負者の負担とする。
- (7) 施工に際しては適正な養生を行い、他の設備、備品等を損傷又は汚損しないように十分注意すること。設備等を損傷又は汚損した場合は請負者の責任において復旧すること。
- (8) 撤去材は関係法令に基づき、場外へ引き取り処分することとする。
- (9) 事前に現地確認の上、添付の図面等と現況が異なる場合は現況を優先すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については市監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 請負者は、市担当者と業務内容の協議を行った場合、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

1. 機器仕様

1-1)市営球場ラック型非常放送設備

番号	機器名	数量	機器仕様	参考機器①	参考機器②	参考機器③	備考
1	非常操作ユニット 20局	1	(1)他ユニットとの組合せで、非常放送、緊急地震放送、緊急放送、業務放送が行えること。 (2)業務用、緊急放送用に20種類以上のメッセージを内蔵していること。 (3)非常リモコン、一般リモコンなどの周辺機器との接続・制御が可能なこと。	WK-ER500A	FS-2500EP+FS-2520EP	EM-E106	
2	非常リモコン 20局	1	(1)緊急放送スイッチにより非常放送が可能なこと。 (2)また、緊急地震放送、緊急放送、業務放送が可能なこと。	WR-EC500A	FS-2500RM+FS-2520EP	EM-C106	事務室設置
3	非常電源ユニット	1	(1)最大 1440W まで電力増幅器の駆動できること。	WP-570B	FS-2500DS	EM-X11	
4	ニッケルカドミウム蓄電池	2	(1)公称電圧は 24V であること。 (2)公称容量は 6000mAh、3500mAh であること。	NCB-600	NDC-2460、NDC-2435 ×2 等		
5	ミキサーユニット	1	(1)優先順位を設定可能なこと。 (2)0dB/-20dB/-40dB/-60dB 入力切替 4 回路、-20dB 入力:2 回路、0dB 入力:2 回路合計 8 回路であること。 (3)入力音量の調整が出来ること。	WU-M60A	FS-2500PM	EM-102	
6	電力増幅ユニット 360W	2	(1)定格出力は 360W であること。 (2)音声信号レベル表示により運用状況の確認が可能なこと。	WU-PD182	FS-2500DF、FS-012DA ×3	EM-A922D ×2	
7	入出力制御ユニット	1	(1)スピーカー回線 20 局の接続、回線制御が可能なこと。	WU-ER550	FS-2420JP	EM-Y102	
8	入力マトリクスユニット	1	(1)8 系統のマトリクス方合おうが可能なこと。	WU-MX544	FS-2500EX		
9	リモコンマイク 10局	1	(1)マイク放送が可能なこと。 (2)10局/20局及び一斉の放送システム制御が出来ること。	WR-210A	RM-200F+RM-200RJ、RM-1100 等	PA-C52	
10	電源制御ユニット	1	(1)A 系統 15A、B 系統 15A の 2 系統に対応していること。 (2)3P(接地可)コンセントを有すること。	WU-L62	FS-2500PD	EM-P11	
11	ファンユニット	1	(1)ラック型放送設備に取付けて使用出来ること。	WU-L45	BU-412		

注) 1. 上記機器をロングラック型(参考型番:WL-8500A)とし組込設置のこと。

2. 組込機器間に通風パネル及びブランクパネルを取付けること。

1-2) 多目的体育館非常放送設備

番号	機器名	数量	機器仕様	参考機器①	参考機器②	参考機器③	備考
1	非常操作ユニット 20局	1	(1)他ユニットとの組合せで、非常放送、緊急地震放送、緊急放送、業務放送が行えること。 (2)業務用、緊急放送用に 20 種類以上のメッセージを内蔵していること。 (3) 非常リモコン、一般リモコンなどの周辺機器との接続・制御が可能なこと。	WK-ER500A	FS-2500EP	EM-E106	
2	非常電源ユニット	1	(1)最大 1440W まで電力増幅器の駆動できること。	WP-570B	FS-2500DS	EM-X11	
3	ニッケルカドミウム蓄電池	1	(1)公称電圧は 24V であること。 (2) 公称容量は 6000mAh、3500mAh であること。	NCB-600	NDC-2460		
4	ミキサーユニット	1	(1)優先順位を設定可能なこと。 (2)0dB/-20dB/-40dB/-60dB 入力切替 4 回路、-20dB 入力:2 回路、0dB 入力:2 回路合計 8 回路であること。 (3) 入力音量の調整が出来ること。	WU-M60A	FS-2500PM	EM-M102	
5	電力増幅ユニット 360W	1	(1)定格出力は 360W であること。 (2)音声信号レベル表示により運用状況の確認が可能なこと。	WU-PD182	FS-2500DF、FS-012DA ×3	EM-A922D ×2	
6	入出力制御ユニット	1	(1)非常リモコン、一般リモコン出力制御ユニットなどの周辺機器との接続・制御が可能なこと。	WU-ER550	FS-2420JP	EM-Y102	
7	電源制御ユニット	1	(1)スピーカー回線 20 局の接続、回線制御が可能なこと。	WU-L62	FS-2500PD	EM-P11	
8	ファンユニット	1	(1)ラック型放送設備に取付けて使用出来ること。	WU-L45	BU-412		

注) 1. 上記機器をスタンダードラック型 (参考型番: WL-8000A) とし組込設置のこと。

2. 組込機器間に通風パネル及びブランクパネルを取付けること。

2. 特記事項

- 1) 設置する機器は同一メーカーによること。
- 2) 市営球場及び他目的体育館、既存ラック内の上記機器外 (例: ワイヤレスマイクチューナー・クラブハウス用一般リモコン等) は既存流用のこと。
- 3) 市営球場内、壁掛スピーカー ATT 付にて現状、非常発報時 ATT が有効になっているスピーカーに関し、三芯線が配線されてる箇所に関しては、結線変更し非常発報時無効とすること。
- 4) 着工前に事前鳴動確認すること。(鳴動不良部確認)

- 5) 自動火災報知機と接点連動できる場合はその作業を行うこと。
- 6) 球場“右翼側屋外・左翼側屋外”スピーカーに関し、業務放送時音量調整できること。
- 7) 非常用放送設備入替後、当該施設が消防法に適合するかの現地調査を行い、その結果を書面により報告すること。

【現況】

【備考】



野球場非常用放送設備
設置場所：球場内



野球場非常用放送設備リモコン
設置場所：事務室



体育館非常用放送設備
設置場所：事務室

位置図

